

第 126 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 20 年 3 月 24 日）

第 844 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路中 3,3,11 三津南吉田線を 3,3,11 三津北吉田線に名称を改め、1,4,1 号自動車専用松山外環状線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,4,1、自動車専用松山外環状線、松山市来住町、松山市北吉田町、（松山市余戸南 2 丁目）、約 10,460m、4 車線、20m

構造形式の内訳、松山市来住町、松山市北井門町 5 丁目、約 3,070m、嵩上式、20m

松山市井門町、松山市市坪南 3 丁目、約 1,150m、嵩上式、20m

松山市市坪西町、松山市余戸南 2 丁目、約 1,390m、嵩上式、20m

幹線街路と立体交差 1 箇所

松山市余戸南 3 丁目、松山市北吉田町、約 3680m、

嵩上式、17m、幹線街路と立体交差 2 箇所、伊予鉄道郡中線と立体交差、

約 1,170m、地表式、20m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、

なお、松山市来住町地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市北井門町地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市井門町地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：起点方向、出口：終点方向

松山市市坪南 3 丁目地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市余戸南 2 丁目地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：起点方向、出口：終点方向

松山市余戸南 3 丁目地内に入出口を 1 箇所を設ける。

松山市余戸南 4 丁目地内に出口を 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市南吉田地内に入出口を各 2 箇所を設ける。

入口：起終点方向、出口：起終点方向

松山市南吉田地内に入出口を各 1 箇所を設ける。

入口：起点方向、出口：終点方向

松山市北井門 2 丁目地内にジャンクションを設ける。

四国縦貫自動車道に接続

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,3,11 三津北吉田線、松山市三津 1 丁目、松山市北吉田町、（松山市別府町）、約 3,900m、地表式、2 車線、25m、幹線街路と平面交差 4 箇所、車線数の内訳、2 車線、約 2,200m、

4 車線、約 1,700m

2 都市計画道路に 3,4,56 余戸北吉田線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,56 余戸北吉田線、松山市余戸南 3 丁目、松山市北吉田町、(松山市東垣生町)、約 3,650m、
地表式、2 車線、40 m (10.25×2)m、幹線街路と平面交差 3 箇所、伊予鉄道郡中線と立体交差
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

近年のモータリゼーションの発展等により松山都市圏においては、県都松山市中心部へ流入する交通量の激増により慢性的な交通渋滞が起こっている。特に主要な放射状道路と松山環状線との交差点での渋滞が顕著であり、この渋滞が経済活動や交通事故の発生などに大きな影響を与えている。このため抜本的な対策として、各国道・空港・港湾・松山インターチェンジなどの広域交通拠点間を連結し内外の活発な交流を支える道路として松山外環状道路を構想し、これに基づき、平成 3 年に松山市南部地区の国道 11 号から 56 号間について都市計画決定を行い、平成 16 年度から早期供用に向け事業を進めているところである。松山市西部地区においては、松山空港や松山港などの物流拠点がありながら、インターチェンジや各国道等主要交通拠点間のアクセス性に劣ることや、都市計画道路の空白地帯となっているため、渋滞や生活道路への車の侵入による環境の悪化が見られている。そこで今回、これ等の問題解消のため松山外環状道路構想に基づき 1,4,1 自動車専用松山外環状線を延伸し、その側道として松山外環状道路を補完し沿道利用の促進と交通の分散による円滑化を図るため 3,4,56 余戸北吉田線を新たに追加し、併せてこれらの道路の決定により役割が一部失われる 3,3,11 三津北吉田線について、本案のとおり変更しようとするものである。

第 845 号議案 四国中央都市計画臨港地区の変更 (愛媛県知事決定)

四国中央都市計画臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

三島川之江臨港地区、約 298.9ha、

1 分区(案)の名称及び面積、

工業港区、約 182.7ha、

商港区、約 45.8ha、

漁港区、約 7.1ha、

保安港区、約 1.1ha、

マリーナ港区、約 1.0ha、

修景厚生港区、約 15.2ha、

無分区、約 46.0ha、

2 分区の規制内容の概略、愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

理由書

三島川之江港は、四国のほぼ中央、愛媛県と香川県の県境付近に位置する重要港湾であり、地域の基幹産業である製紙産業の基地として、また、平成 12 年 3 月に開通したエクスハイウェイ (高速道路) の結節点に位置するという地の利を活かした四国の物流拠点として、工業用地造成と併せて港湾施設の整備が進められてきた。臨港地区については昭和 39 年度に三島川之江港金子地区の一部、川之江地区の一部を臨港地区として指定を行った。その後、土地・港湾重要な増大に応じて造成した土地について昭和 45 年度、

昭和 50 年度、平成 8 年度にそれぞれ臨港地区の変更を行い、金子地区（富士紡績三島工場跡）、村松地区（東ふ頭、大王製紙立地箇所）、大江地区（丸住製紙立地箇所）、川之江地区（造成地）を臨港地区として追加指定を行った。その後も三島川之江港では、村松地区、大江地区において土地造成が図られ、港湾施設の整備や企業立地も進んできていることから、新たに造成された土地についても、港湾管理者が管理運営を行うために、臨港地区として追加指定を行う必要がある。また、金子地区、大江地区、川之江地区の埋立造成中の用地についても港湾の円滑な管理運営を行い、港湾との一体的な土地利用が行われ均衡ある発展に資すべき地域として臨港地区に指定する必要がある。以上から臨港地区を変更しようとするものである。

第 846 号議案 東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更（愛媛県知事決定）

都市計画新居浜一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名称：新居浜一団地の官公庁施設

位置：新居浜市繁本町及び一宮町 1 丁目

面積：約 6.4ha

建築物（密度）の限度：

建ぺい率、A、40%以下、B、40%以下、C、40%以下

容積率、A、100%以上、B、10%以上、C、60%以上

配置の方針

公共施設

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線道路、船屋阿島線、20m、230m、都市計画施設

その他の区画道路については、幅員 6m～12m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、中央公園、0.5ha、都市計画施設

その他の公共施設：

公益的施設

建築物：別紙計画図に表示

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針は計画図表示のとおり」

理由

新居浜一団地の官公庁施設は、当初昭和 36 年 12 月に計画決定を受け、昭和 61 年 6 月の計画変更により現在に至っている。本区域内には新居浜郵便局が存するが、平成 19 年 10 月 1 日より日本郵政公社が民営化され官公庁施設として不適格となったため、既計画決定から除外し、本計画決定区域の縮小変更しようとするものである。また、新居浜郵便局の区域除外に伴い、残された街区内の諸施設との整合を図るため、建蔽率・容積率の限度値についても、一部変更しようとするものである。

第 847 号議案 愛媛県都市計画道路見直しガイドラインの策定

愛媛県都市計画道路見直しガイドラインを次のように策定する。

第1章 はじめに

第2章 見直しの背景

第3章 都市計画道路の現状

第4章 長期未着手都市計画道路の抱える課題

第5章 見直しの基本姿勢

第6章 見直しの検討方法

第7章 関係機関との調整について

第8章 ガイドラインの運用について

「詳細については、別添資料-1のとおり」

策定の目的

都市計画道路については、都市の根幹的施設であり、長期的視点から必要性が位置付けされたものであるが、近年、少子高齢化や人口減少に対応して、コンパクトな市街地形成が求められるなど、都市を取り巻く情勢はかつてない変化をみせており、一部の路線においては、その必要性自体に変化が生じつつあるものがでてきている。そこで、目指すべき都市の将来像に沿った道路網を構築するとともに、行政としての責任を果たすため、現在、整備の見通しが立っていないすべての都市計画道路について、社会経済情勢の変化を踏まえたうえで、必要性や実現性等について総合的な再評価を実施し見直しを行う必要があり、その基本的な考え方や手順及び検討方法等を取りまとめた「愛媛県都市計画道路見直しガイドライン」を策定するものである。

質疑及び説明

第 844 号議案

事務局：平成 3 年に松山外環状道路の国道 11 号から 56 号の間について都市計画決定を行い、平成 16 年度から事業を進めている。今回の変更は、松山外環状道路を国道 56 号から松山空港までの約 3.68km 区間を延伸し、併せてその側道として「余戸北吉田線」を新たに追加するとともに、これらの道路の決定により一部区間が不要になることから、既決定路線の一部区間を廃止し、「三津北吉田線」として名称を変更する。松山外環状道路と国道 56 号との交差部については、今回の延伸区間との接続を適切に行うため、既決定区間のルートが若干変更され、その一部区間が廃止になる。自動車専用道及びその側道については、新松山空港線との交差部までが今回の延伸区間となり、主要地方道伊予松山線及び新松山空港線からの乗り降りのためのランプが計画されている。

「三津北吉田線」については、現在は「三津南吉田線」として都市計画決定されているが、今回の松山外環状線の決定に伴い、松山空港線から新松山空港線の区間の交通量が激減すると予想されるため、約 460m を廃止することで、終点が南吉田から北吉田に変更になるので、名称を変更する。ルート選定理由は以下の通りである。今回の延伸区間の起点は国道 56 号との交差部で、そこから国道 56 号及び伊予鉄道郡中線と立体交差し、側道だけでも暫定供用して投資効果を早期に上げるため、バイパスとして整備した一般県道久米垣生線に接続させている。次に、この区域に松山空港 VOR が設置されており、VOR から半径 300m 以内には道路を設けないことになっているため、これと併せて八反地遺跡をかすめる形で主要地方道伊予松山線に接続、同線とルートを重複させることで公共用地を活用してコストを縮減して終点到達する。

委員：大変人家が密集している所を通っている。環境への影響が心配であり、縦覧者にもそのような意見があった。まず、環境影響評価はどうであったのか。また説明会に来た人の主な意見を聞かせてほ

しい。

事務局：環境影響評価については、今回の延伸区間は約 3.8km で、愛媛県環境影響評価条例の対象基準 7.5km を下回っており、環境影響評価に準じた調査を実施している。結果については、事業者から説明をお願いしたい。

幹事：12 項目（大気質、騒音、振動、低周波音、地下水、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然とのふれあいの場、廃棄物）について実施し、予測及び評価の結果、供用後については概ね保全の目標を満足している。また、工事中については、保全目標を満足するために工事計画を作成する過程で、低騒音、低振動の機械を採用するなど最大限の配慮をして地域住民に迷惑がかからないような工夫をしたい。

住民説明会については 4 会場、654 名の参加があり、38 名の方々から質問または意見陳述があった。それらの内容は、都市計画決定の内容に関するもの、環境保全に関するもの、事業化にあたっての具体的な用地補償等に関するものに分けられる。まず、都市計画決定の内容に関するものとしては、ルート変更の意見 2 名、ランプ位置の意見 1 名があった。これらの意見に対しては、既存の都市計画決定道路、既存道路との接続性、道路と河川の交差の問題及び経済性を総合的に比較して現在のルートやランプ位置を決定したと、回答した。それから、全ての区間に側道が必要なのかとの意見に対しては、自動車専用道路であるため、両側に側道を整備し近距離の交通に対応する必要があると、回答した。2 つ目の環境保全に関する意見は 8 名からあった。事業化や用地補償等に関する意見は 15 名からあった。その他には、高架の高さはどうなるか、いつから工事が始まるかなどであった。

委員：環境面については、排ガス規制に対応した車両を使うように指導してほしい。

事務局：沿線の環境には特に配慮したい。

委員：早期事業化の意見があったが、その背景には都市計画決定すると、該当地権者はいずれ自分の所有地が用地買収されるので、その対応をしなければならない。予算がないとの理由で買収が遅れると地権者が迷惑するので、迅速な工事の進捗を願いたい。次に、今の段階で空港までの完成はいつと予想しているか。また、用地買収時には地権者の要望をできるだけ受け入れてほしい。

事務局：インター線については、平成 19 年度末までに面積ベースで約 66%買収の見込みであり、側道部は平成 20 年代半ば、本線部も後半に国道 56 号線まで達するようなスケジュールです。空港線についてもイメージ的にはそれくらいの期間がかかると予想している。いつ事業化されるかは未定である。お答えはできないが、平成 29 年の国体開催がひとつの節目の目標になるかもしれない。県の財政が非常に厳しく、本線部分も含めて、空港までいつまでに仕上がるかの目途はたっていない。既存の久米垣生線との問題もあり、少なくとも 56 号から郡中線の立体交差を進めたい。少なくとも側道だけでも平成 29 年度までに空港までつなげられればと願っている。用地買収には最大限配慮したい。

第 845 号議案

委員：県下で他の臨港地区の見直しについての今後の計画はどうか。

事務局：県内では臨港地区を 14 地区指定しており、県管理の東予港、松山港、北条港、市管理の今治港、新居浜港務局管理の新居浜港については、臨港地区の変更を行っている。残りの港湾の今後の見直しについては、目標を平成 22 年末においており、基礎調査が終わった箇所から進めたい。来年度は宇和島港の変更、三瓶港の新規決定を行う予定と港湾管理者から聞いている。

第 847 号議案

委員：都市計画道路の現状、決定状況と整備状況の詳しいことはどこで分かるのか。

事務局：整備状況については都市計画課でもわかる。具体的な場所については市役所で十分わかると思う。

この都市計画道路については、当該市町の都市計画担当部局にすべて図面が備え付けられ、永年縦覧になっている。整備状況については、国、県も含めて都市計画道路の整備状況を 1 年に 1 回調査して市町を通じて県の方にあがってきている。

委員：この表で国道、県道、市道の数値がわかるか。

事務局：国管理、県管理については、国、県に聞きとって市が総括しているので、詳しくは直接道路管理者に尋ねてほしい。

委員：南予地域の整備状況が低いが、現状の地域間格差がさらに拡大するのではないかと心配している。

南予の産業振興には道路整備が必要だが、この点をどう考えているか。

事務局：このガイドラインは、以前に都市計画決定された路線の見直しに関するものである。都市計画決定されていない道路は含まれていない。この再評価によって地域間格差が大きくなるというような心配はない。整備については市町が中心になって考えてもらうつもりである。

委員：都市計画道路が整備されていない理由に用地買収が原因になっているのではないか。この場合も支障ありに該当するか。

事務局：用地買収にとりかかったということは既に事業化しているので、見直しの対象からはずれている。

このガイドラインは全然整備の見込みが立っていない道路を対象としている。

委員：道路整備に着手したが用地買収が困難で進捗していない道路が見られるが、その場合、収用をかけるのか、それとも交渉を続けるのか、その点についての考え方を聞かせてほしい。

事務局：交渉には誠意を持って対応するが、ある時点で判断して収用をかけることを考えている。

委員：今、国会で話題になっている暫定税率の問題であるが、なくなった場合の県の対応はどうか。

事務局：県に入っている財源は 70 億円、10 分の 1 が消える。維持管理費は削減できない。既に契約している事業はどうしても実施しなければならない。財源が不足する場合には国に求めたい。

第 127 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 20 年 11 月 21 日）

第 848 号議案 東予広域都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
新居浜都市計画区域
西条都市計画区域
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域
(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
(2) 都市計画区域から除外される土地の区域
なし
- 3 理由

合併後の新居浜市と西条市のまちづくりの目指すべき方向が違っており、今後別々の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるため、東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域とする。

第 849 号議案 新居浜都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針の決定（愛媛県知事決定）

都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針を次のように決定する。

- 1 都市計画の目標
- 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3 主要な都市計画の決定方針
「詳細については、別添資料-1 のとおり」

第 850 号議案 西条都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針の決定（愛媛県知事決定）

都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針を次のように決定する。

- 1 都市計画の目標
- 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3 主要な都市計画の決定方針
「詳細については、別添資料-1 のとおり」

第 851 号議案 新居浜都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画臨港地区中、東予広域都市計画東予臨港地区を新居浜都市計画東予臨港地区に、東予広域都市計画新居浜臨港地区を新居浜都市計画新居浜臨港地区に名称を改め、次のように変更する。

【名称、面積、備考】

- 東予臨港地区、約 275.9ha
新居浜臨港地区、約 412.3ha、
- 1 分区(案)の名称及び面積、
商港区、約 22.5ha、
保安港区、約 0.4ha、

工業港区、約 287.9ha、
マリーナ港区、約 3.0ha、
修景厚生港区、約 9.7ha、
無分区、約 88.8ha、

2 分区の規制内容の概略、新居浜港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域に変更することに伴い、都市計画臨港地区の名称を変更しようとするものである。

第 852 号議案 新居浜都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中、

東予広域都市計画道路 3, 2, 1 新居浜駅港町線を新居浜都市計画道路 3, 2, 1 新居浜駅港町線に、
東予広域都市計画道路 3, 2, 2 安井船木線を新居浜都市計画道路 3, 2, 2 新居浜バイパス線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 3 駅前滝の宮線を新居浜都市計画道路 3, 4, 3 駅前滝の宮線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 4 西町中村線を新居浜都市計画道路 3, 4, 4 西町中村線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 5 船屋阿島線を新居浜都市計画道路 3, 4, 5 磯浦阿島線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 6 駅前郷線を新居浜都市計画道路 3, 4, 6 駅前郷線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 9 郷檜の端線を新居浜都市計画道路 3, 4, 9 郷檜の端線に、
東予広域都市計画道路 3, 5, 14 磯浦新田線を新居浜都市計画道路 3, 5, 14 磯浦新田線に、
東予広域都市計画道路 3, 5, 16 河内町港町線を新居浜都市計画道路 3, 5, 16 河内町港町線に、
東予広域都市計画道路 3, 6, 18 高木中筋線を新居浜都市計画道路高木中筋線に、
東予広域都市計画道路 3, 6, 21 港町松神子線を新居浜都市計画道路 3, 6, 21 港町松神子線に名称を改め、
次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 2, 1、新居浜駅港町線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市港町、(新居浜市一宮町 1 丁目)、
約 3,220m、地表式、6 車線、32m、幹線街路と平面交差 4 箇所

車線の数の内訳、2 車線、約 1,010m、6 車線、約 2,210m、

なお、坂井町 2 丁目地内に約 7,100m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 2, 2、新居浜バイパス線、新居浜市大生院字広坪、新居浜市船木字下長野、(新居浜市萩生中村松木 2 丁目、松原町)、約 9,930m、4 車線、30m、新居浜市西喜光地町、新居浜市星原町、約 920m、嵩上式、47m、幹線街路高木中筋線、駅裏中筋線と立体交差約 9010m、地表式、30~40m、幹線街路と平面交差 7 箇所

幹線街路、3, 4, 3、駅前滝の宮線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市滝の宮町、(新居浜市政枝町 1 丁目)、約 1,150m、地表式、2 車線、20m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3, 4, 4、西町中村線、新居浜市西町、新居浜市中村 4 丁目、(新居浜市一宮町 2 丁目、横水町、中村 1、2、3、4 丁目)、約 5,440m、地表式、2 車線、20m、JR 予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 8 箇所

幹線街路、3, 4, 5、磯浦阿島線、新居浜市磯浦町、新居浜市阿島 2 丁目、(新居浜市一宮町 1 丁目、又

野 1 丁目)、約 14,790m、地表式、4 車線、20m、幹線街路と平面交差 6 箇所
幹線街路、3, 4, 6、駅前郷線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市郷 2 丁目、(新居浜市郷 5 丁目)、約 2,890m、
地表式、2 車線、16m、幹線街路平形外山線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所
幹線街路、3,4,9、郷檜の端線、新居浜市郷 1 丁目、新居浜市船木字檜ノ端、(新居浜市郷 4 丁目、観
音原町、東田 1、3、2 丁目)、約 3,700m、地表式、2 車線、16m、JR 予讃線と立体交差、
幹線街路と平面交差 2 箇所
幹線街路、3, 5, 14、磯浦新田線、新居浜市磯浦町、新居浜市新田町 1 丁目、(新居浜市新田町 3 丁目)、
約 1,750m、地表式、2 車線、12m
幹線街路、3, 5, 16、河内町港町線、新居浜市河内町、新居浜市港町、(新居浜市前田町、西原町 1、2 丁目、
中須賀町 2 丁目、西町)、約 3,040m、地表式、2 車線、15m、幹線街路と平面交差 3 箇所
幹線街路、3, 6, 18、高木中筋線、新居浜市高木町、新居浜市中筋町 1 丁目、(新居浜市西喜光地町、喜
光地町 1、2 丁目、中西町)、約 3,970m、地表式、2 車線、11m、JR 予讃線と立体交差、
幹線街路新居浜バイパス線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所
車線の数の内訳、2 車線、約 2,040m、4 車線、約 1930m
幹線街路、3, 6, 21、港町松神子線、新居浜市港町、新居浜市松神子 2 丁目、(新居浜市沢津町 2 丁目、八
幡 1 丁目、垣生 1、2 丁目)、約 4,980m、地表式、2 車線、11m、幹線街路と平面交差 2 箇所
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域に変更することに伴い、都
市計画道路の名称を変更しようとするものである。

第 853 号議案 新居浜都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

都市計画公園中、東予広域都市計画公園 5,5,2 山根公園を新居浜都市計画公園 5,5,1 山根公園に、東予広域
都市計画公園 7,7,1 滝の宮公園を新居浜都市計画公園 7,7,1 滝の宮公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,1、山根公園、新居浜市角野新田町 3 丁目の地内、約 10.2ha、園路及び広場、修景施設、
休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

風致公園、7,7,1、滝の宮公園、新居浜市滝の宮町、西の土居町 2 丁目、大字金子字多喜ノ
宮、北谷、多喜谷及び御茶屋谷、約 51.7ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域に変更することに伴い、都
市計画公園の名称を変更しようとするものである。

第 854 号議案 新居浜都市計画緑地の変更(愛媛県知事決定)

都市計画緑地中、東予広域都市計画緑地 1 国領川緑地を新居浜都市計画緑地 1 国領川緑地に名称を改め、
次のように変更する。

【名称(番号、緑地名)、位置、面積、備考】

1、国領川緑地、新居浜市南小松原町、東雲町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、郷 5 丁目、庄内町 2 丁目、3
丁目、6 丁目、平形町、新須賀町 4 丁目の地先河川敷及び水面、約 65.5ha、園路及び広場、修景

施設、休養施設、遊戯施設、運動施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域に変更することに伴い、都市計画緑地の名称を変更しようとするものである。

第 855 号議案 新居浜都市計画一団地の官公庁施設の変更（愛媛県知事決定）

都市計画一団地の官公庁施設中、東予広域都市計画新居浜一団地の官公庁施設を新居浜都市計画新居浜一団地の官公庁施設に名称を改め、次のように変更する。

名称：新居浜一団地の官公庁施設

位置：新居浜市繁本町及び一宮町 1 丁目

面積：約 6.4ha

建築物（密度）の限度：

建ぺい率、A、40%以下、B、40%以下、C、40%以下

容積率、A、100%以上、B、10%以上、C、60%以上

配置の方針

公共施設

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線道路、船屋阿島線、20m、230m、都市計画施設

その他の区画道路については、幅員 6m～12m を適宜配置する。

公園及び緑地：【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、中央公園、0.5ha、都市計画施設

その他の公共施設：

公益的施設：

建築物：別紙計画図に表示

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針は計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域及び西条都市計画区域に変更することに伴い、都市計画一団地の官公庁施設の名称を変更しようとするものである。

第 856 号議案 西条都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画臨港地区中、東予広域都市計画東予臨港地区を西条都市計画東予臨港地区に名称を改め、次のように変更する。

【名称、面積、備考】

東予臨港地区、約 875.7ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、西条都市計画区域及び新居浜都市計画区域に変更することに伴い、都市計画臨港地区の名称を変更しようとするものである。

第 857 号議案 西条都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中、

東予広域都市計画道路 3, 2, 2 安井船木線を西条都市計画道路 3,3,1 安井飯岡線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 5 船屋阿島線を西条都市計画道路 3,3,2 船屋磯浦線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 28、西条駅前朔日市線を西条都市計画道路 3,4,3 西条駅前朔日市線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 29 古川玉津橋線を西条都市計画道路 3,4,4 古川玉津橋線に、
東予広域都市計画道路 3, 5, 32 国道西条港線を西条都市計画道路 3,5,7 国道西条港線に、
東予広域都市計画道路 3, 5, 35 加茂川大橋福武線を西条都市計画道路 3,5,10 加茂川大橋福武線に、
東予広域都市計画道路 3, 5, 36 古川樋之口線を西条都市計画道路 3,5,11 古川樋之口線に、
東予広域都市計画道路 3, 2, 38 壬生川氷見線を西条都市計画道路 3,2,13 壬生川氷見線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 42 東予港丹原線を西条都市計画道路 3,4,17 東予港丹原線に、
東予広域都市計画道路 3, 4, 44、壬生川駅福王院線を西条都市計画道路 3,4,19 壬生川駅福王院線に、
東予広域都市計画道路 3,4,48 今井北田野線を西条都市計画道路 3,4,23 今井北田野線に、
東予広域都市計画道路 3,4,49、妙口氷見線を西条都市計画道路 3,4,24 妙口氷見線に、
東予広域都市計画道路 3,4,50 北川南川線を西条都市計画道路 3,4,25 北川南川線に名称を改め、

次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,3,1、安井飯岡線、西条市氷見大字蔵井、西条市飯岡字山之端、（西条市玉之江及び、船屋）、
約 2,1410m、地表式、4 車線、25m

内訳、西条市玉之江、西条市小松町新屋敷、約 470m、嵩上式、25m

西条市氷見、西条市禎瑞、約 540m、嵩上式、25m

西条市禎瑞、西条市古川、約 880m、嵩上式、26m

西条市飯岡、西条市飯岡、約 410m、嵩上式、25m

約 19110m、地表式、25～36m、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路と平面交差 4 箇所

幹線街路、3,3,2、船屋磯浦線、西条市船屋字西山越、西条市船屋、（西条市ひうち）、約 3,390m、地表式、4 車線、29m

幹線街路、3,4,3、西条駅前朔日市線、西条市大町字福森、西条市朔日市字若洲、（西条市東町及び新田）、
約 2,810m、地表式、2 車線、20m、幹線街路と平面交差 3 箇所

なお、西条市大町地内に約 3,800 m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 4, 4、古川玉津橋線、西条市古川字寅巳、西条市玉津字南久保、（西条市樋之口、喜多川、
神拝、大町及び明神木）、約 3,410m、地表式、2 車線、18m、幹線街路と平面交差 4 箇所

幹線街路、3, 5, 7、国道西条港線、西条市大町字加茂新地、西条市樋之口字八町、（西条市神拝及び明屋敷）、
約 2,870m、地表式、2 車線、15m、JR 予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 4 箇所
なお、西条市樋之口地内に約 2,700m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 5, 10、加茂川大橋福武線、西条市大町字加茂新地、西条市福武字沢ノ前、約 1,780m、地表式、2 車線、12m

幹線街路、3, 5, 11、古川樋之口線、西条市古川字喜三衛、西条市樋之口字龍出、約 930m、地表式、2 車線、12m

- 幹線街路、3,2,13、壬生川氷見線、西条市壬生川、西条市氷見字大黒新田、(西条市北条)、約 5,190m、地表式、4車線、30m、幹線街路と平面交差 2箇所
- 幹線街路、3,4,17、東予港丹原線、西条市北条、西条市丹原町北田野、(西条市周布及び丹原町願連寺)、約 7,210m、地表式、2車線、16m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 1箇所幹線街路と平面交差 4箇所
- 幹線街路、3,4,19、壬生川駅福王院線、西条市三津屋南、西条市北条、約 1,230m、地表式、2車線、16m、幹線街路と平面交差 1箇所
- 幹線街路、3,4,23、今井北田野線、西条市丹原町今井、西条市丹原町北田野、約 540m、地表式、2車線、16m
- 幹線街路、3,4,24、妙口氷見線、西条市小松町大字妙口字大垣、西条市氷見字走釣、(西条市小松町大字新屋敷)、約 5,230m、地表式、2車線、16m、自動車専用道路と立体交差 1箇所
- 幹線街路、3,4,25、北川南川線、西条市小松町大字北川字松ノ丁、西条市小松町大字南川字天王、約 520m、地表式、2車線、16m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、西条都市計画区域及び新居浜都市計画区域に変更することに伴い、都市計画道路の名称を変更しようとするものである。

第 858 号議案 西条都市計画公園の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画公園中

東予広域都市計画公園 5,5,3 小松中央公園を西条都市計画公園 5,5,2 小松中央公園に、東予広域都市計画公園 6,5,1 西条運動公園を西条都市計画公園 6,5,3 西条運動公園に、東予広域都市計画公園 6,5,2 東予運動公園を西条都市計画公園 6,5,4 東予運動公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

- 総合公園、5,5,2、小松中央公園、西条市小松町大字新屋敷字藍刈、字池ノ谷、字池ノ西、字藍刈池ノ西、字川原谷、字角蔵山、字大日及び字白谷、約 25.7ha
- 運動公園、6,5,3、西条運動公園、西条市ひうち字西ひうち、約 15.0ha
- 運動公園、6,5,4、東予運動公園、西条市河原津新田、約 18.6ha

「区域及びは計画図表示のとおり」

理由

東予広域都市計画区域を分割し、西条都市計画区域及び新居浜都市計画区域に変更することに伴い、都市計画公園の名称を変更しようとするものである。

第 859 号議案 大洲都市計画区域及び長浜都市計画区域の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
大洲都市計画区域
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域
(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

3 理由

平成17年1月の市町村合併により大洲市に含まれることになった大洲都市計画区域及び長浜都市計画区域を統合し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として都市計画区域に指定しようとするものである。

第 860 号議案 大洲都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針の決定（愛媛県知事決定）

都市計画都市計画区域の整備、開発、保全の方針を次のように決定する。

- 1 都市計画の目標
- 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3 主要な都市計画の決定方針

「詳細については、別添資料-3 のとおり」

第 861 号議案 南予レクリエーション都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画宇和島臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

宇和島臨港地区、約 35.5ha

理由書

宇和島港は、古くから林産物および一般貨物の積み出し港として、また、九州方面の連絡先として、本県南予地方の中心港であり、天然の良港とあいまって栄え、これに伴う港湾施設も年々整備拡充がなされてきた。臨港地区については昭和 39 年度に宇和島市朝日町・湊町・明倫町・坂下津の一部を臨港地区として指定を行った。その後も宇和島港では、築地・新内港地区、大浦地区において土地造成が図られ、港湾施設の整備や企業立地も進んできていることから、新たに造成された土地についても、港湾管理者が管理運営を行うために、臨港地区として追加指定を行う必要がある。また、大浦地区の埋立造成中の用地についても、港湾との一体的な土地利用が行われ均衡ある発展に資すべき地域として臨港地区に指定する必要がある。また、前面の公有水面埋立により、港湾施設が廃止又は沖出しされ、港湾関連事業者が存在しない区域や、一般的都市機能を有する土地利用が行われている地域については、指定を解除するものとする。以上から臨港地区を変更しようとするものである。

第 862 号議案 都市計画の決定又は変更に係る広域調整ガイドラインの策定

都市計画の決定又は変更に係る広域調整ガイドラインの策定を次のように決定する。

- 第1 背景
- 第2 目的
- 第3 広域調整の対象とする都市計画
- 第4 広域調整の対象とする市町
- 第5 素案の妥当性の判断基準
- 第6 広域調整の手続き
- 第7 同意協議に際しての留意事項

「詳細については、別添資料-4 のとおり」

策定の目的

市町が都市計画の決定又は変更をしようとする場合は知事に協議し同意を得る必要があり、知事は、県が定める都市計画との適合はもとより、市町の行政区画を超える広域の見地から同意の適否を判断することになっている。また、平成 18 年の都市計画法改正により、広域調整が円滑に行われるように、同意協議に際して関係市町に必要な協力を求めることができることとなった。このため、市町から知事に対して同意協議があった際に、事務処理の円滑化・迅速化が図られるよう、近隣の市町に対する意見照会等の具体的な手続きなどを定めた「都市計画の決定又は変更に係る広域調整ガイドライン」を策定する。

議事録（説明、質疑）

第 848 号議案

委員：分割理由の中で、“まちづくりの目指す方向性が違っている”とのことだが、具体的に説明してほしい。また、分割のメリットは何か。

事務局：最も大きい相違点は、新居浜市は JR 新居浜駅北側一帯の市街地を核とした集約型のまちづくりを目指しているが、西条市では JR 西条駅や小松駅、壬生川駅の周辺市街地など、地点連結型のまちづくりを目指している。分割のメリットは、両市がそれぞれに個性ある、独自のまちづくりを目指すことができ、住民にとってはまちづくりのビジョンが分かりやすくなり、両市民が感じている不公平感、不平等感が軽減される。

第 849 号議案

委員：例えば 10 年の間には選挙で首長が変わることもあるが、都市計画区域マスタープランに位置づけていないと、新たな都市計画の決定や変更はできないのか。また、市行政や市議会との関係はどうなるのか。

事務局：マスタープランは、具体の長期的な都市の将来像示すもので、具体の都市計画が記載されていなくても都市計画区域マスタープランが示すまちづくりの方針に整合しておれば決定や変更は可能である。市議会との関係については、市にも都市計画審議会があり、市民の代表として市議会議員が入っている。都市計画区域マスタープランは市議会とは直接リンクしていないが、作成過程で市の都市計画審議会を経ているので、市行政や市議会の（意見は）反映されていると考えられる。

委員：現在の東予広域都市計画区域マスタープランから大きく変更した点は何か、またその理由を説明してほしい。

事務局：現在のマスタープランは平成 16 年に策定したもので、期間が短いこともあって、大きく変更した点はない。ただし、分割によって、以前より独自性の強い内容になっている。

委員：説明会出席者や縦覧者の数が少ないが、どのように広報しているか。

事務局：マスタープランの審議は今回が 2 回目。前は平成 16 年 5 月に県下全てでマスタープランを作成した。最上位計画としての都市計画区域マスタープラン策定が法的に義務化されたのは平成 12 年

の都市計画法改正で、平成 16 年 5 月までに策定せよということであった。この時は、かなり関心が持たれ、公聴会、説明会等多数の出席者があつた。今回はリニューアルで興味が少なく、参加者が少なかった。周知は、一番確実と思われる市、町の広報を通じて全戸配布で案内した。これがベストな方法と思っている。リニューアルであつたこと、また具体の事業ではなくビジョンであるため、興味を持つ人が少なかったと思われる。今後も工夫してゆきたい。

第 859 号議案

委員：合併から都市計画区域再編までの期間が長くなった理由は何か。今後市町村合併地域ではすべて都市計画区域を統合するのか。

事務局：市町村合併後の都市計画区域等再編については、新市町の総合計画策定後に、見直しに必要な基礎調査や再編案を作成しており、新市町の総合計画策定に時間がかかるため、現時点になった。基本的には、合併後には都市計画区域を統合したい。四国中央と八幡浜は審議済み、西予市では宇和、三瓶、野村の 3 都市計画区域を統合するように検討しており、来年度に諮りたい。今治広域と菊間については時間がかかるかもしれないが、熟度が高まれば作業したい。松山広域では市町村を越えた区域で設定されており、合併はその内部、あるいは都市計画区域を持たない町村となされたため、変更はない。

議長：今の説明では宇和島が抜けている。

事務局：南予レクリエーション公園のため、区域が非常に広がっており、東予と同様に、宇和島市と愛南町に分割する方法で準備したい。

第 861 号議案

委員：昭和 39 年以降 40 年間以上も変更していないが、問題はなかったのか。

幹事：従来は施設認定という手法があり、必要な箇所をその都度、施設ごとに認定を受け、補助を受けていた。ところが最近になり、臨港地区を指定しないと補助を受けられないとの国の指導があり、見直しをすることになった。

委員：はるか以前に臨港地区が指定され、もう 10 年も 20 年も前から完全に住宅が建ってしまっている地区もある。今まで宇和島市からも県からも廃止の考えはなかったのか。

幹事：今回廃止部分については、具体的な議論は現在までなかった。この臨港地区には具体的な制限がかからないことから不利益は生じてない。

委員：30 年も経って廃止するのは必要に迫られたからということだが、埋立地の土地を買って住宅を建てた個人の権利には関係ないのか。

幹事：土地利用に関する規制は 2 つあり、港湾法で規制する場合と都市計画法で規制する場合がある。港湾法には分区指定による規制があるが、臨港地区指定以前の用途規制で事足れると考え、分区指定をしていない。用途規制のみで特に問題がなかったので、今日まで変更をせず、個人の権利にも関係なかった。

議長：なんの法的効力もないのであれば、なぜ臨港地区を指定したのか。

事務局：これはケースバイケースである。市、町管理の港湾では分区指定をしている。県管理港湾では都市計画法の用途規制があればそれで規制し、用途地域の指定がないところでは臨港地区指定だけでは法的効力がなく分区指定が必要である。

幹事：原則的は、臨港地区の効力をより発揮するためには分区をかけるべきだが、分区内の土地所有者に

大きな制限がかかるため、必要に応じてかけている。今後は慎重に検討したい。

第 862 号議案

委員：愛媛県は、「都市計画区域マスタープラン」に基づき広域調整を行うことになっているが、なぜ今回、ガイドラインを策定するのか。

事務局：県策定の「都市計画区域マスタープラン」に基づいて協議・調整を行い、マスタープランに記載のない案件については、県都市計画審議会で判断していただいているが、申請市町の利便性や約 40 の都道府県で同様のガイドラインを策定しているため、従来の手続きのマニュアル化を図ったもので、手続き上の変更はない。

委員：“大規模集客施設”を定義しているが、わかりにくい県内ではどのような施設が該当するのか。

事務局：ジャスコ松山店が約 2 万 m²であるが、あの半分以上の施設が該当する。エミフル MASAKI や各地域のグランフジが相当する。

第 128 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 21 年 8 月 7 日）

第 863 号議案 松山広域都市計画区域の区域区分の変更（愛媛県知事決定）

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分（計画図表示のとおり）
- 2 人口フレーム

区分、	平成 12 年（基準年）、平成 22 年（目標年）	
都市計画区域内人口、	589.0 千人、	606.1 千人
市街化区域内人口、	477.1 千人、	493.4 千人
配分する人口、	－、	491.3 千人
保留する人口（一般保留）、	－、	2.1 千人

3 市街化区域編入理由

区域区分の変更を行う東温市は、県都として、教育、文化及び商工業等の都市機能を備えた当該中核都市計画区域中の中核都市である松山市の東に隣接し、一体的な都市圏を形成しており、四国の大動脈である国道 11 号など広域的道路交通網が整備されていることや、公共交通機関として伊予鉄道高浜横河原線により松山市と 25 分で結ばれていることなどから、松山市のベッドタウンとして人口増加が続いている。平成 17 年の国勢調査結果においても県内市町の人口減少が続いている中で、第一の人口増加率となっているなど、益々宅地需要が高まることがうかがわれることから、増加する人口に対応する新たな住居系市街地の整備が急務となっている。今回変更する志津川地区は、国道 11 号に接続する幹線道路と市街化区域に囲まれ、鉄道駅、学校、病院にも隣接しており、また、公共下水道の計画区域に含まれ近辺まで事業が進んでいるなど、市街地として非常にポテンシャルの高い区域であるため、健全で秩序ある市街地を形成させるための最適地として考えられる。このため、志津川地区は「松山広域都市計画区域の整備、開発、保全の方針」において、土地区画整理事業による中高層住宅地の都市的土地利用を推進する地区と位置付けられており、また、「東温市の都市計画に関する基本的な方針」においても、市街化を促進するにふさわしく、土地区画整理事業により秩序あるまちづくりを進める地区と位置付けている。これらのことから、保留フレーム（3,900 人）の範囲内において、健全な都市基盤整備の担保となる土地区画整理事業が確実に進められる志津川地区（21.5ha）を市街化区域に編入し、良好な市街地形成を図るものである。

議案参考資料

併せて東温市が定める事項

① 用途地域の変更

市街化区域へ編入した区域の用途を

第 1 種低層住居専用地域、0.9 ha

第 1 種中高層住居専用地域、20.2 ha

第 1 種住居地域、0.94ha に指定

② 土地区画整理事業の決定

周辺の市街化区域を含めた約 23.1ha を土地区画整理事業の施行区域に決定。

事業概要

事業主体：東温市志津川土地区画整理組合（予定）

施行区域：23.1ha、施行年度：H21～H27

全体事業費：約 33 億円

権利者数：194人（土地所有者168人、借地権者26人）

③ 下水道の変更

公共下水道の計画排水区域に市街化区域に編入する志津川地区21.5haを追加。

第864号議案 宇和都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1) 都市計画道路中

Ⅱ, 1, 1 駅前通り線を3,5,3 駅前通り線に、

（Ⅰ）,小,2 郷別所線を3,6,4 馬場別所線に名称を改め、
3,5,3 駅前通り線ほか1路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,3、駅前通り線、西予市宇和町卯之町3丁目、西予市宇和町卯之町3丁目、（西予市宇和町卯之町3丁目）、60m、地表式、2車線、15m、幹線街路との平面交差1箇所

幹線街路、3,6,4、馬場別所線、西予市宇和町卯之町2丁目、西予市宇和町神領、（西予市宇和町神領）、540m、地表式、2車線、8m、JR予讃線との平面交差1箇所、幹線街路との平面交差1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2) 都市計画道路に7,5,5 栄町通り線ほか1路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

区画街路、7,5,5、栄町通り線、西予市宇和町卯之町3丁目、西予市宇和町卯之町3丁目、（西予市宇和町卯之町3丁目）、80m、地表式、2車線、15m、幹線街路との平面交差1箇所

区画街路、7,7,6、馬場通り線、西予市宇和町卯之町1丁目、西予市宇和町卯之町2丁目、（西予市宇和町卯之町1丁目）、70m、地表式、2車線、5m、幹線街路との平面交差1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

宇和都市計画道路は、昭和31年に旧宇和町の市街地における自動車交通需要の増加に対応するため、2,3,1下松葉江良線（国道56号）他7路線が都市計画決定され、平成8年に四国横断自動車道に関連する道路網が計画され現在に至っている。また卯之町は、現在も江戸後期の町家が存するとともに、開明学校や申義堂などの歴史的に重要な建物が保存されていることから、これらの周辺地区は、昭和48年、愛媛県により「宇和文化の里」に選定され、歴史的に重要な家屋等の修復と改修を行ってきたところである。今回、「卯之町町並み保存」をより一層推進し、歴史・文化環境を活かしたまちづくりを目指すため、「伝統的建造物群保存地区」の指定に併せ、関連する路線を以下のとおり変更しようとするものである。

Ⅱ, 1, 1 駅前通り線

7,6,1 下松葉鬼窪線の線形変更に伴い併せ一部区間を廃止するとともに、当該路線をJR卯之町駅と国道56号を結ぶアクセス道路として位置づけ、終点を変更する。また、名称を3,5,3 駅前通り線と改め、併せて車線数の表示を行う。

Ⅰ, 小, 2 郷別所線

7,6,1 下松葉鬼窪線の線形変更に伴い併せ一部区間を廃止するとともに、当該路線を神領地区と国道56号を結ぶアクセス道路として位置づけ、起点を変更する。また7,7,6 馬場通り線の追加に伴い、国道56号との交差位置を変更することとし、起点付近の線形を変更する。なお、名称を3,6,4 馬場別所線と改め、

併せて車線数の表示を行う。

7,5,5 栄町通り線

Ⅱ, 1, 1 駅前通り線の終点変更に伴い、国道 56 号から 7,7,1 下松葉卯之町鬼窪線の間 L=約 80m について、歴史・文化環境をベースとし現道を活かしたまちづくりを目指すための生活中心道路として位置づけ、7,5,5 栄町通り線として新たに追加する。

7,7,6、馬場通り線

I, 小, 2 郷別所線の起点変更に伴い、国道 56 号から 7,7,1 下松葉卯之町鬼窪線の間 L=約 70m について、歴史・文化環境をベースとし現道を活かしたまちづくりを目指すための生活中心道路として位置づけ、7,7,6、馬場通り線として新たに追加する。

資料一2

宇和都市計画道路の見直し

7,6,1 下松葉鬼窪線、廃止

7,7,1 下松葉卯之町鬼窪線（市決定分）

2, 1, 1 駅前通り線、廃止（市決定分）

3,5,3、駅前通り線（県決定分）

7,5,5 栄町通り線（県決定分）

1, 小, 2 郷別所線、廃止

3, 6, 4、馬場別所線（県決定分）

7,6,3、中ノ町通り線（市決定分）

7,6,4、旭町通り線（市決定分）

7,7,2、鬼窪線（市決定分）

併せて西予市が定める事項

① 宇和都市計画伝統的建造物群保存地区の決定

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している様子を残し、住民の暮らしの向上と伝統的建造物の再活用に重点を置き、併せて個性豊かな地域づくりを進めるため、約 4.9ha を伝統的建造物群保存地区として決定。

宇和都市計画伝統的建造物群保存地区の決定（西予市 H21.6.15 決定）

名称：西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区

面積：約 4.9ha

区域：西予市宇和町卯之町 2 丁目～4 丁目の各一部

② 宇和都市計画道路の変更

歴史・文化環境を活かしたまちづくりを目指すため、伝統的建造物群保存地区の指定に併せ、関連する路線を変更。

議事録（説明、質疑）

第 863 号議案

委員：本事業による周辺既存市街地の地価に対する影響はどうか。

事務局：全国的にも、また東温市においても全体的に地価の下落が続いているが、土地区画整理事業を実施した周辺市街地の地価は東温市の平均地価に比べて緩やかな下落となっている。過去に土地区画整理事業を実施した野田地区と田窪地区の航空写真でもわかるように、土地区画整理事業が完成すると周辺市街地と一体感が生まれるので、若干なりとも地価の回復に寄与している。今回の志津川地区についても、土地区画整理事業や下水道事業などの基盤整備を実施するので、周辺市街地の下落に対する抑制効果が期待できる。

委員：志津川地区ではどのようなまちづくりを目指しているのか。また、隣接している農地について営農への影響があるか。

事務局：志津川地区のまちづくりについては、テーマ性を持ったモデル居住区を目指し、ゾーン分けした整備構想を持っている。図中一番上のゾーンでは、愛大病院と連携した高齢化、健康・福祉生活をテーマとするゾーン、左側の農地側では、都市・農村の共生をテーマとするゾーンとし、この構想の実現のため、土地区画整理組合では戸建て住宅、マンションなどの中高層住宅、病院、一定規模の店舗などが建てられる「中高層住居専用地域」としてまちづくりを進めることとしている。また、隣接している農地については、積極的に圃場整備を計画している。このように都市的な土地利用のエリアと農業的な土地利用のエリアに棲み分けることにより、周辺地域の農地改廃を抑制することができると期待している。

第 864 号議案

事務局：今回審議するのは、県が決定する 4 路線の変更であるが、西予市が決定する案件と密接な関係があるので、西予市が決定する案件も含めて説明する。宇和都市計画道路は国道 56 号（下松葉江良線）の他 7 路線が計画決定されている。まず、西予市が変更した路線を説明する。変更の概要は、「伝統的建造物群保存地区」を都市計画決定し、その町並みの保存上支障がないように都市計画道路の路線を変更するものである。これまで宇和都市計画道路では、国道 56 号と平行して住宅密集地を通過する下松葉鬼窪線が昭和 31 年に国道 56 号を補完する道路として都市計画決定されていた。しかし、50 年以上が経過し、高速道路の開通などにより、町内を通過する交通量も減少して、現在では生活道路としての役割に変化して来た。また、この路線は、歴史的に重要な建物が連坦する地区を通過するため、歴史・文化環境を活かしたまちづくりを進める上で重要な課題となっていた。西予市では、伝統的建造物群保存地区を定めたことにより、下松葉鬼窪線のルートのみでは支障があるため、この区域を避けるルートに変更し、幅員 15m、2 車線の下松葉卯之町鬼窪線として都市計画決定している。このルート変更により、鬼窪線、中ノ町通り線、旭町通り線の 3 路線を西予市が都市計画決定している。これらの西予市決定の都市計画道路の変更に伴い、県決定分も 4 路線の変更が生じた。昭和 31 年に都市計画決定している 2 路線を国道 56 号を挟んで分割し 4 路線に変更決定するものです。まず、駅前通り線と栄町通り線について説明する。これまでの駅前通り線は、JR 卯之町駅を起点として国道 56 号をまたいで下松葉鬼窪線の合流点を終点としていたが、下松葉鬼窪線ルート変更に伴い、下松葉卯之町鬼窪線から下松葉鬼窪線までの区間を廃止する。また、JR 卯之町駅から国道 56 号までの 60m 区間を幅員 15m、2 車線の駅前通り線として変更決定し、国道 56 号から北側（下松葉卯之町鬼窪線まで）の 80m 区間を幅員

15m、2車線の栄町通り線として変更決定する。次に、馬場別所線と馬場通り線について説明する。これまで旧宇和町側を起点とし旧明浜町方面につながる路線を郷別所線として都市計画決定していたが、同じく下松葉卯之町鬼窪線ルート変更に伴い、廃止する。この廃止区間についてはもともとバイパスの計画であったが、東側に既存の道路があることから、この現道を活かした都市計画道路に変更する。この変更に伴い、国道56号から北側70m区間を幅員5mの馬場通り線として変更決定する。また、国道56号から南側540m区間を幅員8mの馬場別所線として変更決定する。

委員：歴史・文化環境を活かしたまちづくりについて、今後の目指すべき姿を説明してもらいたい。

事務局：伝統的建造物群保存地区の決定については、昭和40年代後半から、開明学校や

申義堂の修復作業を行い、歴史民俗資料館等を建築している。昭和50年代に入り、地元で町並み保存会が結成され、地域として歴史的なまちづくりを進めるための調整を行ってきた。このたび伝統的建造物群保存地区の決定に至ったが、昭和31年に自動車交通需要の増加に対応するための都市計画決定をしていた。このため、現在の道路としての役割を再検討し、今回の都市計画決定に至った。今後のまちづくりについては歴史的、伝統的な町並み保存・整備を基本として、多くの文化施設と連携したまちづくりを目指している。

第 129 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 22 年 2 月 19 日）

第 865 号議案 宇和都市計画区域、野村都市計画区域及び三瓶都市計画区域の変更（愛媛県指定）

都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称
西予都市計画区域
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる西予市の土地の区域
野村町の一部 約 14 h a
 - (2) 都市計画区域から除外される西予市の土地の区域
宇和町多田、宇和町中川、宇和町石城、宇和町田之筋、宇和町皆田、宇和町明間、宇和町の各一部 約 4,060 h a

3 理由

宇和都市計画区域、野村都市計画区域及び三瓶都市計画区域は、平成 16 年 4 月 1 日の 5 町の合併により一つの行政区域に三つの都市計画区域が存在することとなったことから、新しい西予都市計画区域に統合し、合併後の新市のまちづくりを支援するため一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域に指定する。

第 866 号議案 西予都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（愛媛県決定）

西予都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり決定する。

第 867 号議案 西予都市計画公園の変更（愛媛県決定）

宇和都市計画公園 5・5・1 宇和運動公園を西予都市計画公園 5・5・1 宇和運動公園に名称を改める。

【種別、名称（番号・公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5・5・1 宇和運動公園、西予市宇和町卯之町 3 丁目、約 21.1ha

「区域は計画図表示のとおり」

理由

平成 16 年 4 月に市町村合併によって誕生した西予市に含まれている宇和都市計画区域、野村都市計画区域及び三瓶都市計画区域を統合し、西予都市計画区域に変更することに伴い、都市計画公園の名称を変更しようとするものである。

（質疑なし）